タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和２年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社北都ハイヤー（法人番号９４６２５０１０００２５０）代表者松實秀樹	北海道標津郡中標津町東３条北１丁目４番地	本社営業所	北海道標津郡中標津町東３条北１丁目４番地	R2.11.18	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項他４件	令和２年９月２３日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第１項、第２項、第３項）、（２）点呼の記録義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（３）新任運転者に対する指導、監督義務違反（１０日間の指導、監督の未実施）（運輸規則第３６条第２項）、（４）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（５）定期点検整備の実施義務違反（運輸規則第４５条第１号）	０	０
	以下余白									